

平成31年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成31年 1 月25日 開会

平成31年 1 月25日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成31年第1回新十津川町議会臨時会

平成31年1月25日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）
- 第4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○出席議員（11名）

1番	進 藤 久美子 君	2番	杉 本 初 美 君
3番	鈴 井 康 裕 君	4番	小 玉 博 崇 君
5番	白 石 昇 君	6番	西 内 陽 美 君
7番	安 中 経 人 君	8番	青 田 良 一 君
9番	長 名 實 君	10番	笹 木 正 文 君
11番	長谷川 秀 樹 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
会計管理者	内 田 充 君
代表監査委員	山 本 忍 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から平成31年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、鈴木康裕君。
4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第1号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第1号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第8号。
平成30年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,768万円とする。
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第1号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第8号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず10ページ、11ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

19款、繰越金。補正額118万3千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計2,739万1千円。

歳入合計、補正額118万3千円、計63億1,768万円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額118万3千円、計8億5,326万6千円。財源内訳は、一般財源118万3千円。

歳出合計、補正額118万3千円、計63億1,768万円。財源内訳は、一般財源118万3千円でございます。

次に、債務負担行為補正につきまして、ご説明を申し上げます。9ページにお戻り願いたいと思います。

債務負担行為補正。追加でございます。

事項、新十津川保育園増築改修業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額、2億513万6千円。これは、保育園増築改修に係る経費につきまして、債務負担行為補正するものでございます。

次に、歳出の内容について、ご説明を申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。

3款、2項、1目児童福祉費。補正額118万3千円、計2億3,799万9千円。財源内訳、一般財源118万3千円。内容を申し上げます。事業番号6番、新十津川保育園管理運営事業118万3千円。これは、保育園の給食調理用オーブンの更新及び給食配膳車の購入に係る経費を補正計上するものでございまして、オーブンにつきましては、現在10年以上が経過しております。調理食材の一部に十分火が通らないなどの不具合が発生してございます。また、今後、100人以上の給食を調理するには、容量も不足している状況であるということでございます。

また、配膳車につきましては、現在2台ございますが、100人を超える児童の配膳を賄うには不足していることから、1台増やすものでございます。

ちなみに、平成31年度当初の保育児童数につきましては、101名となる見込みでございます。

以上、平成30年度一般会計補正予算第8号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 保育所の改修について、再度、議員全体で確認したいというふうには、私は思いますので、申し訳ないですけども、この改修のスケジュール、予定をお聞かせいただきたいのと、仮に、このまま債務負担行為で2億円の計上されておりますけども、役場当局の方は2億円を使って、あくまでも改修するという、このほど委員会等を開いて詳細に説明ありましたけども、2億円があれば新築という選択肢も十分ありえるのかなというふうに考えられるわけですけども、同規模のものを新築するという予想といたしますか、試算というものをした経緯があるのかどうか、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それではただ今8番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず一点目の改修に当たっての今後の予定、スケジュールはどうなっているかという事ですけども、本日の議決を経た後ですね、工事の発注に向けて準備を進めてまいります。

予定といたしましては、指名委員会を開催し、見積り予定期間を経て、3月の12日入札予定。仮契約を経て3月の第1回定例会に議決を賜ったのち、本契約を締結する運びと考えております。

なお、工事につきましては、3契約に分けて発注するという事ですので、議会に提案させていただくのは、その内の1本という予定でございます。

それを受けまして、契約の相手方が決まります。それで、仮設園舎への引っ越しが5月に入ってからのご予定でございますので、引っ越しが終わり、現保育園から園児や先生方が出たあと、5月の下旬くらいから杭工事をはじめ、土木工事、基礎工事などを経て、11月下旬に増築改修が終わり、12月中に検査、引き渡しなどを経て、12月中旬又は下旬に工事完成を待って、仮設園舎から増築後の園舎に引っ越すという予定でおります。

それともう一点、今回補正予算でもって計上させて頂くに当たりまして、新しく新築するという選択肢の事で、同規模での試算はしなかったかということでございますが、昨年の委員会の秋の委員会だったと思いますけれども、この増築案に決定するに至った経緯を説明させていただきました時に、本案以外にもほかの保育室を増築する、遊技場を改修するだとかっていう3案くらいを提案させていただいた中に、新築案も検討させていただいたという事で報告させていただいておりまして、詳細な試算ではございませんが、概算で最低でも5億円はかかるというふうにその時報告させていただいて、やはり、この同規模のものを新築するには、最低でも5億はかかるというふうに試算しておりますことを、改めてご報告させていただきます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今提案頂きました議案第2号、17ページになります。

北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約を廃止する。

提案理由になります、末尾の24ページをご覧頂きたいと思えます。

現行の北海道市町村総合事務組合規約の適法性がないことに伴い、新たな北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに旧規約の廃止について構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それではただ今上程いただきました議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、内容のご説明を申し上げます。

はじめに、北海道市町村総合事務組合の概要でございますが、市町村、一部事務組合などの非常勤消防団員及び非常勤職員の公務災害に関わる損害補償事務などを共同処理する

ための複合的一部事務組合でございまして、現在152市町村、107一部事務組合等が加入をしております。

今回の規約の制定並びに廃止の経緯でございますが、総務省から複合的一部事務組合である北海道市町村総合事務組合は、法律上、市町村及び特別区しかこれを設置することができない規定となっていることから、北海道が構成員になるなど、北海道との関係性が深い石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合の3団体については、当該事務組合に加入できない状況にあるため、早急に必要な措置を興じるよう助言がなされたところでございます。

他方におきまして、事務処理の効率性の観点に鑑み、これらの3団体からは非常勤職員にかかる公務災害補償等の事務処理を北海道市町村総合事務組合に委託したい旨の意向が示されたところであります。

北海道市町村総合事務組合においては、このような状況を踏まえて、これら3団体を構成員から除くとともに、当該3団体から事務処理を受託できる体制を作り、実質的な共同処理事務に変更が生じないよう現行の規約を変更することとしたものでございます。

今回の付議案件につきましては、現行の事務組合格約が適法な状態にないことから、現行規約の廃止、新たな規約の制定という手順となっておりますが、事務手続き上は規約の変更に伴う一形式として、廃止、制定を行うものでありまして、地方自治法第286条第1項で定める一部事務組合の規約の変更により、取り進めることとなっております。

また、平成29年度、平成30年度中に、構成団体の名称の変更等があったものについても、今回、併せて変更することとなっております。

それでは内容の説明を申し上げますが、変更のある箇所のみご説明を致します。

議案の19ページをお開き願います。

第14条、事務の受託でございますが、北海道市町村総合事務組合として、他の地方公共団体から事務の受託ができる旨を新たに規定するものでございます。

第15条、管理者への委任。これは、現行の第14条で新たに第14条が追加されたことにより、条の番号が変更となるものでございます。

次に、別表の第1、第2条関係、組合を組織する地方公共団体の部分でございますが、石狩振興局管内の加入団体から北海道市町村退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団を削除するもので、これまで15団体ございましたが、12団体となっております。

このほか3段目、檜山振興局管内において、江差町ほか2町学校給食組合が、江差町・上ノ国町学校給食事務組合へ。

20ページに移りまして、下から3番目です。胆振総合振興局管内において、西胆振消防事務組合が、西胆振行政事務組合に名称変更となっております。

また、一番下段ですが、十勝総合振興局管内においては、十勝環境複合事務組合が解散しておりますので削除となっております。

次に、21ページから別表第2、第3条関係でございますが、こちらにつきましても、それぞれ該当する箇所から、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団の削除と、団体名の変更等に伴う所要の改正が行われております。

今一度、19ページにお戻り頂きまして、中ほど附則の部分でございますが、第1項は、規約の施行日について定めるもので、北海道知事の許可のあった日から施行すること。

第2項では、現行の規約を廃止する旨の規定となっております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成31年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員